

## 15 住宅・土地、公共工事関係

### ア 住宅・土地

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
①用途地域内の建築物の用途制限の見直し (国土交通省)	c 建築基準法による用途規制の方法は、業態や外形基準によるものが主となっており、ライフスタイルの多様化を始めとした社会・経済情勢の変化等へ弾力的かつ機動的に対応するため、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方について、調査・検討を開始する。		検討開始		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑯に移行)
②用途規制方策の在り方の具体的検討 (国土交通省)	用途地域において守られる環境が明確となり、公正かつ合理的な用途規制を実現するために、その地域に適した周辺環境への影響度合い等を考慮した性能に基づく用途規制方策の在り方について、より具体的に調査・検討を進める。 また、その建築行為の周辺に対するプラスの効果とマイナスの効果とのバランスにより、弾力的に運用する方策についても合わせて検討を開始する。		検討開始		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑰に移行)
③密集市街地等における老朽化した建築物の建替促進の検討 (国土交通省)	密集市街地等においては、老朽化した建築物(既存不適格建築物や接道不良建物等を含む。)の建替が進まないために、地域の環境、防災上大きな問題となっている。このため、当該建築物の建替を促進するための方策が必要であり、さらに、一定の地域への貢献がある場合に、地域の合意を前提として、建築規制等の制限を緩和することについて、建替促進のための事業等の仕組みを含め検討を開始する。		検討開始	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑱に移行)
④容積率規制の見直し等 (国土交通省)	a 国土交通省にて平成16年度から実施している容積率制限とインフラ負荷との関係の調査については、都心・郊外、終日・ピーク時・昼間時、平日・休日、交通手段等ごとに、建築物の用途別の交通インフラ負荷の大きさを分析するとともに、日常時のみならず災害等の緊急時の状況に関しても、検討する。	検討開始			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩aに移行)
	b 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきている。他方、景観に関する規制は、地域の良好な景観形成を図るため、建築物の形態意匠、高さ等の規制を行うものであるが、結果として容積率や建築物の高さなど希少な都市空間を過度に抑制する方向で機能しないよう、景観価値と景観価値を守ることにより失われる利益の双方を分析する手法について引き続き検討を行い、一定の成果を得て、自治体に対してその成果の活用に関して、情報の提供・助言を行う。			一部結論・逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	d エレベーターの床面積に関し、容積率へ不算入とすることについて規制改革の要望があるが、容積率規制の趣旨及び経緯を踏まえ、エレベーターにおける容積率算入の在り方について検討する。		検討開始		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩cに移行)
⑤大規模店舗等の立地コントロールの適正化 (国土交通省)	郊外部において、大規模店舗等の立地を都市計画、建築規制等による新たな法的仕組みでコントロールしようとする試みについては、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう措置するとともに、環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率の低下、集積による利便の増進など、土地利用の外部性をコントロールする観点から運用されるよう措置する。また、中心市街地において、有効利用されずに放置されるといった、低未利用地に対する対策についても検討する。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑨に移行)
⑦一般道路における道路空間と建築物の立体的利用 (国土交通省)	中心市街地においては、街区が小さいために、周辺も含めた一定規模の街区全体を整備することが求められるケースもある。このような場合には、街区全体の再開発等を行う中で既存道路の機能を確保しつつ、道路の上下空間を立体的に利用することが適当な場合も考えられる。 このため、既存道路の有する様々な機能を低下させることなく、周辺も含めた一定規模の街区全体の環境改善に資するような開発について、具体的な事例や構想を踏まえつつ、占用制度の運用や、道路区域の取扱い等について改善すべき点がないかどうか継続的に検討を行う。		継続的に検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑦に移行)
⑨土地収用法の積極的な活用等 (国土交通省)	a 国家的見地から重点的かつ早急な推進が求められる事業については、今般、「収用委員会審理において、事業認定の公益性に関する不服など収用委員会審理に関係のない主張をすることができない」旨を明文化するなど、土地収用法の抜本的な改正(平成14年7月施行)が行われたことを踏まえ、収用委員会において適確な審理の進行が行われるよう、国として収用委員会等に対して一層の周知徹底を図る。また、併せてその用地の取得等に関して事業認定の適期申請ルールや用地取得状況の公表等について国として事業者等に対して周知徹底を図る。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑧aに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>c 近年、土地の明渡裁決の取消訴訟等において、既に出訴期間を徒過した先行処分たる事業認定の違法性が争われ、明渡裁決等の執行停止が提起されるような事例が見られるが、このような行政処分に関する「違法性の承継」を認める場合には、事業認定の法律効果の安定性を損なうおそれがある。</p> <p>このため、平成13年の改正土地収用法の施行状況や今後の判例を注視しつつ、また、改正行政事件訴訟法の本年4月の施行に伴い、行政処分の早期確定の必要性はますます強まっている状況を踏まえ、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について、今後、検討会を設置する等により検討を開始する。</p>		検討開始		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑧bに移行)
⑩ 公営住宅の管理運営の円滑化 (国土交通省)	<p>a 公営住宅の収入超過者に課される割増家賃については、収入超過者の自主的な退去を促すインセンティブとして有効に機能していない場合がある。</p> <p>このため、公営住宅法施行令の改正により、収入超過者に課される家賃を市場家賃と同水準とし、収入超過者の自主的な退去を促進する。</p>		一部措置済	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩aに移行)
	<p>b 公営住宅には、単身の高齢者世帯が広い住宅に居住するなど、居住状況にミスマッチが生じており、その解消のため、家賃制度を使って、例えば一人住まいの許容規模水準と家賃を設定し、この水準を超える部分には市場家賃と同水準の家賃を適用するという事で、ミスマッチを減らすことも考えられる。</p> <p>このため、住宅の規模と居住人数との関係による便益の違いを家賃に反映させるなどにより入居者の自主的な判断に基づく住替えを促進する方策を検討する。</p>		一部措置済	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑪借家制度の改善 (法務省)	<p>定期借家制度の見直しに関して、ア 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めること、イ 定期借家契約締結の際の書面による説明義務を廃止すること、ウ 居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権を任意規定とすること、エ 家主と借主が合意すれば更新手続きだけで契約を延長できる更新型借家契約を公正証書によらずとも締結できるようにすること等について議論があることを踏まえ、関係各方面からの求めに応じて必要な情報提供を的確・迅速に行う。</p> <p>また、正当事由制度の在り方の見直しに関して、借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由について、ア 建物の使用目的、建替えや再開発等、付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすること、イ 立ち退き料を正当事由の要件として位置付けることや、その客観的な算定基準を明確にすること等について議論があることを踏まえ、関係各方面からの求めに応じて必要な情報提供を的確・迅速に行う。</p>		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア④に移行)
⑫地図情報の民間開放の推進 (国土交通省)	<p>現在の測量法(昭和24年法律第188号)は、地図が紙ベースであった時代に作られており、地図及び地図情報の利用環境について、今日のデジタル地図を広範に利用する社会に十分適合したものとなるように見直していく必要がある。また、民間が、基本測量成果(すべての測量の基礎となる測量で国土地理院の行うものにより得られた測量成果)、公共測量成果(測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して行う測量により得られた測量成果)を利用しようとした場合、その目的に応じて、複製承認(測量法第29条、43条)、使用承認(測量法第30条、44条)の申請を、国土地理院の長、測量計画機関の長に対し行うこととなっており、その際の手続きが、IT時代の今日の視点からは煩雑となっている実態が指摘されている。</p> <p>このため、地図を活用した民間のビジネス機会を拡大し、営利目的・非営利目的を問わず、複製を含めてより簡単、迅速な利用を可能とするため、以下の点について検討する。</p>				
	ア デジタル地図を広範に利用する社会に適合するとともに、地図及び地図情報について民間が測量する場合も含め、利用者が利用しやすい環境を構築するために、法制面も含めて検討する。		検討開始	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑨aに移行)
	イ 複製承認、使用承認手続きについては、承認を一部不要とするなど手続きを簡素化し、民間による基本測量成果、公共測量成果の利用を活性化させる方策について検討する。		検討開始	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑨bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	ウ 基本測量成果、公共測量成果については、適正な対価を支払えば、営利目的でそのまま複製する場合であっても複製可能とするという方法を含め、測量成果の流通を促進するための対価及び利用制限のより効率的な在り方について検討する。 また、公共測量成果に関しては、上記イ及びウを公共団体に周知するためのガイドラインの作成等についてもあわせて検討する		検討開始	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑱cに移行)
	エ 基本測量成果のみならず、公共測量成果についても、広く一般(企業/個人)に対して、国土地理院が一括して提供するという測量成果のインターネット上でのワンストップサービスを早期に実現すべく検討を進める。例えば、電子媒体にダウンロードして使用できるなど、デジタル情報として活用範囲の広がるようなシステム構築を考慮する。		継続的に検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑱dに移行)
	オ 測量の重複排除を進め、効率的な地図更新を行うために、民間も含めて、国土地理院以外が行った測量の成果をより多く基本測量成果、公共測量成果の更新に活用する方法について検討する。		検討開始	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑱eに移行)
⑬住宅購入後の瑕疵に対する被害者救済の仕組みの整備 (国土交通省)	今回の構造計算書偽装問題では、建築基準法の建築確認に関し、官民を問わず検査機関のチェック機能の不備等が指摘されている。一方で、住宅の購入時には、購入者が専門知識を持たないという情報の非対称の問題があり、購入後に、住宅の瑕疵が発覚する可能性がある。確かに、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)により新築住宅に関しては10年間の瑕疵担保責任が売主等に義務付けられているが、巨額の賠償責任が発生し、売主等が経営破綻した場合など、善意の購入者が損害をすべて個人で負担するのは厳しく、このような被害者を救済する仕組みの整備を早急に検討し、結論を得る。 上記の検討においては、当事者の資力も様々であるなか、被害者が救済されない事態を防ぐため被害者救済のための手法について幅広く検討する。		継続的に検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑹に移行)
⑭都心部における混合用途地域の創設の検討等 (国土交通省)	ハ 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきているが、中期的には、都心部における容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限とし、良好な市街地環境の維持は形態制限により担保する方向を目指すことを始め、用途地域制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討をする。その際には、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設等についても検討する。		検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑳aに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
(国土交通省及び関係省庁)	C 上記bの容積率制限に関する検討に当たっては、以下のような分析・検討を行う。 (1) 住宅、事務所、店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量的に分析する。 (2) (1)の結果を踏まえ、複合的用途がどれだけのインフラ負荷を正味で及ぼすかを分析する。 (3) ソフト面のインフラ対策の可能性と効果についても研究、検討を行う。	検討開始			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑩bに移行)
⑰ 空港の事業評価の情報開示 (国土交通省)	事業評価制度の導入前に着手された空港整備事業については、新規採択時の評価は実施されていないので、空港整備事業の透明性をより一層高めるとともに、都市の利便性や競争力の向上に資する都市部の空港に対する国民の理解の向上を図るため、事業に要した費用、加えて主要空港については便益を分かりやすい形で公表していく。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア21に移行)
⑱ 都市交通基盤等の整備 (国土交通省)	a 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア22aに移行)
	b 完了期間宣言路線といった取組を拡大して、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組を強化する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア22bに移行)
⑳ 都市再生のための関連施策の一体的推進 (金融庁、総務省、財務省、国土交通省)	都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア23に移行)
21 通勤鉄道における時間差料金制の導入 (国土交通省)	通勤混雑を緩和し快適な通勤を確保するため、オフピーク通勤を推進しピーク時の需要の分散を図る時間差料金の導入は有効である。また、時間差料金制の導入によりオフピーク料金が低廉化すれば、都心商業地へのアクセスがしやすくなるため、都心の活性化や社会資本の有効活用に資することも期待される。 時間差料金制の導入に関しては、平成14年度以降アンケート調査、ヒアリング、海外事例の調査等が進められてきたが、なお検討すべき点が多い。 このため、時間差料金制の導入に伴う制度的課題、プロセス、政策的意義、技術的課題(ICカード技術の活用の可能性等)、並びに実験的導入の可能性等について、今後引き続き検討を進める。		継続的に検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア⑤に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
22重畳的規制の整理・合理化 (総務省、国土交通省)	a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。	検討、逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア24aに移行)
	b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができることとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。	検討、逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア24bに移行)
24加圧防排煙システムに係る手続の見直し (国土交通省) (総務省、国土交通省)	a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン(排気ファン)を兼用できるよう検討する。	結論	一部措置済	措置 (できるだけ早い時期)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア25aに移行)
	b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。	逐次検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア25bに移行)
26地籍調査の積極的推進等 (国土交通省)	a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア26に移行)
30公的土地の有効活用 (国土交通省)	地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、PFI事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ア27に移行)

## イ 公共工事

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①更なる取組の徹底・拡大 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省) 〈競争オ①の再掲〉	国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。	逐次実施			〈競争オ①に掲載〉
②第三者機関の設置の推進・機能強化等 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省) 〈競争オ②の再掲〉	国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。	逐次実施			〈競争オ②に掲載〉
③一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省) 〈競争オ③の再掲〉	一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。	逐次実施			〈競争オ③に掲載〉
④共同企業体結成の義務付けの見直し (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省) 〈競争オ④の再掲〉	受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。	逐次実施			〈競争オ④に掲載〉
⑤地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 (総務省及び関係府省) 〈競争オ⑤の再掲〉	地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。	逐次実施			〈競争オ⑤に掲載〉

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑥VE(Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省) 〈競争オ⑥の再掲〉	VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれをもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。	措置済	逐次実施		〈競争オ⑥に掲載〉
⑦公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省) 〈競争オ⑦の再掲〉	技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求される場所であるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。	逐次実施			〈競争オ⑦に掲載〉
⑧工事成績の評価の推進・見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省) 〈競争オ⑧の再掲〉	国土交通省直轄工事においては、一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。 なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されたと考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。	逐次実施			〈競争オ⑧に掲載〉
⑨民間技術提案の更なる活用 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省) 〈競争オ⑨の再掲〉	あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。	措置済	逐次実施		〈競争オ⑨に掲載〉

## ウ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑥ 船員保険保養所の民間開放推進 (厚生労働省)	宿泊施設を平成17年度末までに平成13年度の施設数の半数とする合理化計画を着実に実行することとなっているが、施設のほとんどで採算がとれていない状況にかんがみ、当面更なる合理化を図る。 さらに、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア④に移行)
⑦ 政府管掌健康保険保養所の民間開放推進 (厚生労働省)	整理合理化計画を前倒して実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア⑤aに移行)
⑧ 厚生年金基金センターの民間開放推進 (厚生労働省)	企業年金連合会(平成17年10月より厚生年金基金連合会から名称変更)が所有、運営する厚生年金基金センターは、厚生年金基金加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。平成16年度から全ての経費を利用料収入でまかなうこと(完全独立採算制)とし、国内に2箇所設置されている施設の内、完全独立採算制の達成が見込めない東京年金基金センター「セブシティ」は、平成16年9月に閉鎖し、売却することとなり、また、京都年金基金センター「らんざん」は、平成16年度から18年度までの3年間の運営状況を見て、判断する方針となっている。 したがって、京都年金基金センターについても、継続的に赤字運営が見られる場合には、速やかに廃止・売却する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア⑥に移行)
⑪ 庁舎・宿舍の民間開放推進 (財務省)	b 庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア②aに移行)
	c 庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式の一層の活用を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア②bに移行)
⑫ 防衛施設(広報施設、倉庫、整備工場等)の民間開放推進 (防衛省)	a 防衛施設の建設・維持管理の民間委託については、平成16年3月に立川公務員宿舍整備について最初のPFI事業契約が締結され、さらに平成16年度末には海上自衛隊呉史料館(仮称)整備について事業契約の締結が見込まれている。このような実績及び防衛省におけるPFI事業活用のメリットを勧奨すると、当面次のような分野においてPFI事業による民間開放を推進する。 ・ 公務員宿舍 ・ 広報施設(特に新規施設及び機能増大の場合) ・ 厚生施設(特に新規施設及び機能増大の場合)	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア⑩aに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	b 今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるPFI事業による民間開放の事例を参考にPFI事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア⑩bに移行)
⑭河川占用許可の弾力化 (国土交通省)	a 河川占用許可の弾力化については、都市再生プロジェクト(大阪市、広島市)における取組に関して、経済合理性の観点から、利活用に伴う利用者の負担の適正化を図りつつ、地域合意の下社会実験を実施するとともに、その実施状況を見守りつつ、地域の要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障が無く、かつ地域の合意形成が図られた場合について、こうした社会実験を拡大するための措置を講ずる。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】イ①aに移行)
	b 地域の賑わい創出のために、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保の方策等のスキームを検討し、結論を得る。	結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】イ①bに移行)

## エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
④事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ (法務省、国土交通省)	事業用定期借地権の活用実態に関する調査の結果を踏まえ、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を検討する。	結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ①に移行)
⑫公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和 (総務省)	地方公共団体の公有地において、公用・公共用施設の建設等を目的とする信託を可能とすることについて検討し、結論を得る。	検討・結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ②に移行)
22 用途地域による水素貯蔵量の制限(スタンド規模の制約)の見直し (国土交通省)	建築基準法の下では、水素供給スタンドについて、用途地域ごとに水素貯蔵量の制限があり、市街地にスタンドを建設する場合は小規模にならざるを得ないが、燃料電池自動車の普及の観点から、制限数量の増加見直しの可否について検討する。	結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ③に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
23 建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省)	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ④に移行)
24 宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省)	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ⑤に移行)
34 インターネットを利用した登記情報提供システムの利用時間の延長 (法務省)	インターネットを利用した登記情報提供システムの利用時間の延長については、レガシーシステムの見直しに係るシステム最適化の計画の中で実現すべく、平成16年度以降検討する。	検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ⑥に移行)
48 工場立地法における工場等の立地に関する準則の特例 (経済産業省)	工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【住宅・土地関係】ウ⑦に移行)